

個人市・県民税 国民健康保険税等の申告をお忘れなく

申告受付期間

2月17日(月)～3月17日(月)

平成25年中の所得の申告時期になりました。この申告は、平成26年度の個人市・県民税、国民健康保険税、介護保険第1号被保険者保険料、後期高齢者医療保険料の課税や所得証明などの資料として大切なものです。3月17日(月)までに申告してください。

申告の対象者が申告しなかった場合、各種の軽減措置が受けられないなど、不利な取扱いを受けることがありますので、ご注意ください。

須崎市への申告の必要な人

原則として、平成26年1月1日現在で須崎市に住所がある人(住民登録のある人)は、申告が必要です。また、平成25年中(1～12月)に収入がなかった人も、「収入がないこと」を申告することが必要です。

須崎市への申告の必要がない人

- ① 税務署へ所得税の確定申告書を提出する人(青色申告者、土地・建物や株式の譲渡などにかかる所得のある人、損益通算や繰越控除、住宅借入金等特別控除の適用を受ける人は、税務署で確定申告をしてください)
- ② 給与所得のみの人で、年末調整を受け、事業主から須崎市に報告があった人

平成26年度 個人市・県民税、国民健康保険税等 申告受付日程表

受付日	曜日	対象地区名	申告受付会場
2月	17日 月	浦ノ内地区全域 (池ノ浦、福良を除く)	浦ノ内市民交流会館
	18日 火		
	19日 水	上分地区全域	上分公民館
	20日 木	池ノ浦 福良	池ノ浦漁民センター(午前中のみ)
	21日 金	幸町 栄町 横町	
	24日 月	南古市町 青木町 鍛冶町 港町	
	25日 火	西町1・2丁目 中町1・2丁目	
	26日 水	原町1・2丁目 東糺町 西糺町 泉町	
	27日 木	浜町1・2丁目 東古市町 西古市町	
	28日 金	池山 池ノ内1区 池ノ内2区 新町1・2丁目	
3月	3日 月	安和地区全域	市役所本庁舎1階(税務課)
	4日 火	新荘地区全域	
	5日 水	大間東町 大間西町	
	6日 木	山手町 大間本町	
	7日 金	南(野見・大谷)地区全域	
	10日 月	押岡地区全域 神田地区全域	
	11日 火	緑町 赤崎町 西崎町 妙見町	
	12日 水	土崎町 東川内 桐間 串ノ浦 箕越 久通	
	13日 木	宮ノ上・宮ノ中・宮ノ下 正ノ岡 中ノ川内 和田 田ノ地 堂ヶ奈路	
	14日 金	為貞 畔ノ川 尾殿 下村 鯛ノ川 弘岡 国山 国上 国下	
	17日 月	小浜上・小浜下 西生 竹ノ川 東組 下組 上組 岩永	

③ 年金収入だけでなく、年金支払者から須崎市に報告があった人
④ 父母や子などの扶養親族として扶養控除の対象になっている人

※給与支払報告書や公的年金支払報告書に記載されている所得控除のほか、社会保険料控除・生命保険料控除・地震保険料控除・医療費控除・扶養控除などの控除を受けるためには、申告が必要です。

◆耐震化工事終了のため申告受付会場は、例年どおり本庁舎1階(税務課)です。ご注意ください。

- 受付時間は午前9時から正午まで、午後1時から4時までです。(池ノ浦漁民センターは午前9時から正午まで)
- 浦ノ内地区・上分地区は、各受付場所(出先会場)で、申告受付を行います。受付日に出先会場で申告できなかった人は、2月21日(金)から3月17日(月)までの間に、市役所で申告してください。
- 申告に必要なもの

① 印鑑

② 所得の算出に必要な書類

(売上げや給与明細など収入の分かるもの、消耗品や修繕費の領収書など支出の分かるものなど)

③ 各種証明書

(給与・公的年金等の源泉徴収票、生命保険・損害保険・地震保険・国民健康保険・後期高齢者医療保険・介護保険・国民年金保険・医療費等の領収書または証明書など)

※領収書・証明書の提出がない場合は、各種控除を受けることができません。

所得税について

須崎税務署

☎ 42・2355

個人市・県民税、国税など

☎ 42・1291